

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月24日
【会社名】	日工株式会社
【英訳名】	NIKKO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 西川 貴久
【本店の所在の場所】	兵庫県明石市大久保町江井島1013番地の1
【電話番号】	(078) 947-3141
【事務連絡者氏名】	取締役 財務部長 藤井 博
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台3丁目4番2号 (日専連朝日生命ビル5階) 日工株式会社 東京支社
【電話番号】	(03) 5298-6701
【事務連絡者氏名】	専務取締役 事業本部長 辻 勝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月23日開催の当社第152回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第152期剰余金の処分の件
期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額 209,568,165円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 目的の追加
現行定款第3条（目的）について、当社の子会社の事業目的である「酒類小売業」「発電及び電気の供給に関する事業」を、親会社の事業目的として追加するものであります。
- (2) 役付取締役の追加
経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第20条（代表取締役及び役付取締役）に取締役相談役を追加するものであります。
- (3) 取締役の責任限定契約の新設及び社外監査役の責任限定契約の変更
平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第23条（取締役の責任限定契約）を新設し、また、現行定款第30条（社外監査役の責任限定契約）の規定を変更するものであります。なお、定款第23条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 補欠監査役の予選の効力の新設
法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備えるための補欠監査役について、その選任の効力を2年とするため、定款第29条（補欠監査役の予選の効力）を新設するものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、西川貴久、辻 勝、桜井裕之、藤井 博、衣笠敏文、永原憲章を選任するものであります。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役として、保田信高、楠守雄、杉山良樹、井堂信純を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、古元龍也を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	33,893	1,289	0	(注)1	可決 96.34
第2号議案	34,456	726	0	(注)2	可決 97.94
第3号議案 取締役6名選任の件					
西川貴久	33,806	1,352	24	(注)3	可決 96.09
辻 勝	34,065	1,093	24		可決 96.83
桜井裕之	34,065	1,093	24		可決 96.83
藤井 博	34,065	1,093	24		可決 96.83
衣笠敏文	34,065	1,093	24		可決 96.83
永原憲章	34,378	780	24		可決 97.71
第4号議案 監査役4名選任の件					
保田信高	34,378	786	18	(注)3	可決 97.71
楠 守雄	32,398	2,766	18		可決 92.09
杉山良樹	32,429	2,735	18		可決 92.17
井堂信純	34,435	729	18		可決 97.88
第5号議案 補欠監査役1名選任の件					
古元龍也	34,357	825	0	(注)3	可決 97.66

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 議決権行使書による個数 = 31,254個、当日出席による個数 = 3,928個、議決権行使合計個数 = 35,182個

5. 無効の議決権の数は、議決権行使合計個数に含んでいます。

6. 賛成率の計算方法は次のとおりです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席株主のうち各議案に関して、挙手により賛成が確認できた議決権の数の割合です。

以上